

司法修習生に対し修習給付金を支給する法改正についての会長声明

このたび、当会において、2011年以降に廃止された司法修習生に対する給費制の復活運動を継続してきたことに関して、2017年4月19日、新しく、修習生に対する給付金制度を創設する旨の裁判所法の改正がなされた。そもそも修習生に対する給費制は、将来法曹を担うべき修習生が経済的に安定した状況において、修習に安心して専念できるようにするとともに、法曹志望者が経済的理由により、その志望を断念しないようにするため、必要不可欠なものである。この新しい給付金制度の創設については、当会としても、修習生に対する経済的支援の表れであるとして評価し、これまでに給費制復活に向けて多大なるご尽力を頂いた兵庫県選出及びその他の国会議員各位、意見書を表明された兵庫県議会及び県内市会・市議会各位、そして法曹志望者・若手弁護士を中心とする市民団体であるビギナーズ・ネットその他の諸団体に対して、深く感謝申し上げる次第である。

ところで、この新制度は、基本給付金として1人当たり一律月額13.5万円を支給し、賃借料の援助としての住居給付金を上限3.5万円とするものであり、それでも不足する場合には、国からの貸与金により賄うことになっている。このような新制度の仕組みでは、税金・保険料などの負担を考慮すると、十分な給付額とは言えず、修習に安心して専念できる環境が整えられているとは言えない。

そもそも司法制度は、法の支配と人権擁護の基盤となる国家制度であり、法曹（裁判官・検察官・弁護士）は、その司法を担う人的基盤であって、国民の権利義務に直接関わり、裁判を受ける権利をはじめとする市民の権利を実現する上で欠くことのできない専門職としての強い公共的使命を帯びている。そのため、司法修習においては、法律実務に対する知識、技法の修得のみならず、高い職業意識及び倫理観の修得も目

的としている。このような司法修習の公共的な意義に鑑み、修習生に対しては、兼業が禁止され、全力で修習にあたるべき義務（修習専念義務）が課せられており、この修習専念義務を全うさせるために、国は、修習生の経済的基盤を支える給費制を実施・継続して国の責務を果たしてきたものである。そして、この給費制があったからこそ、貧富の差を問わない、あらゆる社会階層から有為で多様な人材が法曹界に輩出され、今日の我が国の司法制度を担ってきたものである。このような給費制の趣旨に照らし、今回の給付金制度の新設は、不十分なながらも国の責務を果たす一歩前進であると評価できるのである。

ただ、給付金制度の適用を受けていない修習生（給費制が廃止された後の2011年から2016年までの約1万人の修習生）に対する救済措置について検討がなされるべきである。司法修習制度における給費制の意義は、新制度導入の前後で何ら変わりはないのであり、ただ時期が異なるというだけで、異なる取扱いをするべきではない。2011年以降、国から貸与を受けた修習生や貸与金を受けていない修習生との公平性実現に向けて取り組まなければならない。

以上のとおり、当会は、給付金制度の導入は、修習生に対する経済的支援であるとして評価するものの、今後国に対し、多様な人材が安心して修習に専念できるように給付額の増額を求めるとともに、2011年度から2016年度の間に採用された修習生との公平性実現に向けた措置を検討することを求めていく所存である。

2017年（平成29年）5月24日

兵庫県弁護士会

会 長 白 承 豪